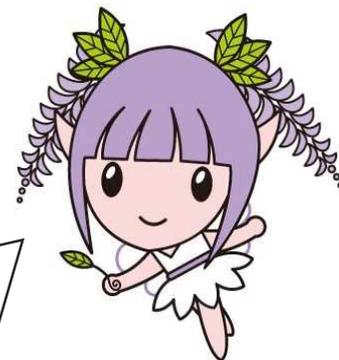


石井町成年後見制度利用支援事業 ～報酬助成要件等の改正について～

石井町では、成年後見制度を利用している本人(成年被後見人等)の収入や資産等の状況から、成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)への報酬を負担することが困難な場合に、予算の範囲内で報酬の助成を行っています。

この報酬助成について、令和5年4月1日より要件等を改正し、町長申立以外の事案についても対象※とします。ただし、成年後見人等が親族(民法第725条の規定による)である場合は対象になりません。

※ 町長申立以外の事案については、令和5年4月1日以降の成年後見人等の職務にかかるものが対象



- 成年後見制度…判断能力が十分でない認知症等高齢者や知的障がい・精神障がいのある方を法律的に支援する制度
- 成年後見制度利用支援事業…主に成年後見制度利用に係る費用(申立に係る経費・成年後見人等への報酬)について、一部または全部を町が補助する事業
- 町長申立の事案…成年後見制度利用の際、家庭裁判所への申立を行う必要があるが、本人や親族の申立が困難な場合等で町長が申立を行った事案
- 成年後見人等への報酬…成年後見制度を利用している本人(成年被後見人等)が、成年後見人等の職務に対して支払うもので、その額は家庭裁判所の審判(報酬付与の審判)により決定

助成対象者

つぎの要件を満たせば、町長申立以外の事案についても助成対象になります。



つぎの1～3のいずれかに該当する者(※を除く)

成年被後見人等(本人)の要件	
1. 生活保護	生活保護法に規定する被保護者で、本町で決定されている
2. 住民票 本町に有する場合 :①～③の全てを満たす者 本町に有しない場合 :①～③の全てを満たし、 かつ④～⑥のいずれかについて本町の該当者	①本人及び同一世帯全員がその年度分の住民税が非課税である
	②本人が所有する預貯金等の合計額が報酬付与審判の額に50万円を加えた額を下回り、かつその他活用できる資産がない
	③負担能力のある者に扶養されていない
	④介護保険法に基づく住所地特例
	⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等を受給している(同法第19条又は第52条)
	⑥措置入所(知的障害者福祉法第15条の4・第16条又は老人福祉法第11条)
3. その他	町長が必要と認める場合

※ 住民票を本町に有していても、他市区町村で④～⑥のいずれかの該当者になっている場合。

※ 成年後見人等が親族(民法第725条の規定による)である場合。

助成の範囲

町長申立事案とその他の事案について、助成の範囲が異なります。注意してね。
また予算の範囲内での運用のため、助成の決定が翌年度になることもあります。



《助成額》

報酬の助成額は、家庭裁判所の審判により決定された金額です。
ただし、つぎの金額を超えた分については助成されません。

区分	上限額
本人が在宅で生活している場合	月額 20,000円
本人が施設等(医療機関を含む)で生活している場合	月額 12,000円

※ 従来から対象であった町長申立の事案は、助成対象期間のうち令和5年3月31日以前の期間については従来の上限額(在宅:月額28,000円・施設:月額18,000円)を適用します。

《助成対象期間》

助成対象期間は、家庭裁判所の審判により決定された期間で、助成の支給対象となるのは町への申請日から起算して2年間です。
ただし、町長申立以外の事案については令和5年3月31日以前の期間は対象になりません。

町長申立以外の事案の例

家庭裁判所の審判により決定された期間が令和4年6月1日～令和5年5月31日までであっても、助成対象期間は令和5年4月1日～令和5年5月31日までとなります。

提出書類

※必要な書類は、要件等に応じて異なります。詳細は下記までお問い合わせください。

提出書類	確認欄☑
成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(様式第3号)	
報酬付与の審判謄本の写し	
本人の資産及び収入が判る書類(預金通帳の写し、有価証券の写し等)	
成年後見人等に係る登記事項証明書の写し	
生活保護受給者証の写し(本人が生活保護法に規定する被保護者の場合のみ)	
その他助成金支給審査のために必要な書類(要件等により必要な書類が異なる)	

申請・問い合わせ先

〒779-3295

徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1 石井町役場

- 高齢者(65歳以上)の方
石井町役場1階 長寿社会課 TEL 088-674-6111
- 障がい者(知的障がい・精神障がい)の方
石井町役場1階 福祉生活課 TEL 088-674-1116

申請書の様式等は、町ホームページ
<https://www.town.ishii.lg.jp/docs/2023031600016/>
でダウンロードすることができます。

石井町では役場内(長寿社会課・福祉生活課)に中核機関を設置し、さまざまな権利擁護に関するご相談にも対応しています。

